

参考資料

1 PFOS・PFOAの用途と規制

- ・PFASのうちPFOS、PFOAは、撥水・撥油性が高く、熱に強い^{ビーフォス ビーフォア}ため、防水服や泡消火剤、フッ素樹脂加工など様々な用途で使用されてきました。
- ・自然環境中で分解されにくく、蓄積されやすい性質があり、発がん性等の健康影響への懸念もあり、令和3年までに製造・輸入が原則禁止されています。
- ・PFOS、PFOAについては、現時点では「環境基準項目」（人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準）とはなっていませんが、令和2年に環境省は、引き続き知見の集積に努めるべき「要監視項目」とし、暫定目標値（2物質合算 50ng/L、PFOSとPFOAの合計値）^{※1}が設定されています。

※1 令和2年当時の科学的知見に基づき、体重 50 kg の人が水を一生涯にわたって毎日 2 リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準を基に設定されたもの
1 ng/L=水 1 リットル中 10 億分の 1 グラム

2 PFOS・PFOAに関する事業者指導

- ・水質汚濁防止法の指定物質^{※2}であるPFOS、PFOAは、排水基準は定められていません。
- ・排水基準の定めがある有害物質等とは異なり、指定物質について行政は水質汚濁防止法第22条の規定による報告徴収や立入検査を行うことはできません。
- ・指定物質を製造・貯蔵・使用等する施設を設置する工場又は事業場は、その施設の破損などの事故が発生し、指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、水質汚濁防止法第14条の2に基づき、工場又は事業場の設置者は事故の状況及び講じた措置の概要を届け出ることになります。
- ・PFOS、PFOAが指定物質に追加された令和5年2月以前に使用廃止している場合、暫定目標値を超過するPFOS、PFOAを含む水が公共用水域に排出された場合であっても、事故の状況及び講じた措置の概要を届出させる指導はできません。

※2 有害物質や油を除き、公共用水域※3に多量に排出されることにより人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質（60種類）
事故により流出した場合の措置を事業者に義務付け

※3 河川、湖沼、海及びそれらに接続する公共溝渠、用水路

○PFAS規制の状況

平成22年4月	PFOSの製造・輸入等を原則禁止
令和2年5月	PFOS、PFOAが人の健康の保護に関する「要監視項目」に位置付け（暫定目標値の設定）
令和3年4月	PFOAの製造・輸入等を原則禁止
令和4年12月	PFOS、PFOAが水質汚濁防止法の指定物質に追加 令和5年2月1日施行

3 PFOS・PFOAの製造・使用・廃棄

- ・P R T R法^{※4}により、PFOS等を年間1トンを超えて製造・使用・廃棄する事業所は、排出量等を国に対して報告する義務^{※5}があります。
- ・令和4年度までに、県内事業所（政令市含む）からPFOS等を年間1トンを超えて製造・使用・廃棄した旨の報告はされていません。

※4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※5 PFOSは平成22年度分から、PFOAは令和5年度分から報告義務が課せられている。

4 PFOS・PFOAの健康への影響

- ・人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについてはいまだ確定的な知見はありません。
- ・そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められています。
- ・国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりませんが、国では、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討を進めています。

（出典）「PFOS、PFOAに関するQ&A集」（環境省、PFASに対する総合戦略検討専門家会議 2023年7月）

5 参考（PFOS・PFOAに関するQ&A）

現時点の科学的知見等に基づき、環境省が設置した「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」監修の下で、「PFOS、PFOAに関するQ&A集」作成されました。

環境省『PFOS、PFOAに関するQ&A集』2023年7月

URL：<https://www.env.go.jp/water/pfas/pfas.html>

（参考）

静岡県内では、静岡市、浜松市、沼津市、富士市の4市は、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視や事業者に関する指導等を行っております。